

令和4年3月7日

各校下・地区町会連合会会長 様

金沢市町会連合会

会長 中川 一成

金沢市市民協働推進課

課長 木谷 満貴子

「まん延防止等重点措置」の適用期間延長に伴う町会活動について（お願い）

日頃から、町会活動にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石川県内全域に適用されている「まん延防止等重点措置」の適用期間が3月21日（月）まで再度延長されることになりました。

こうした状況に鑑み、下記の期間におきましては、引き続き、感染拡大防止の観点から、貴校下（地区）町会連合会の各町会の各種活動にあたっては、速やかに決定すべき事項か否かの緊急性、会場の状況や参加者の構成等を踏まえ、必要に応じて、実施の延期や内容の変更等のご検討をお願いいたします。

また、実施する場合においては、万全な感染防止対策を講じ、感染防止に注意していただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染拡大状況等により、必要に応じてお願いの内容を見直してまいります。

記

○まん延防止等重点措置

適用期間 3月6日（日）まで ⇒ 3月21日（月）まで延長

（お問い合わせ先）

金沢市町会連合会事務局

電話：076-220-2466

金沢市市民協働推進課

電話：076-220-2026